

# 組織的ないじめ対応の流れ

- 「学校いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応
- 児童生徒観察、面談、アンケートにより早期発見

## いじめの発見



### ① 情報を集め組織的に共有

- ・ 学校いじめ対策組織に  
情報を集約

いじめを発見した場合はその場で  
その行為をやめさせる

### ② 指導・支援体制を組む

- ・ 学校いじめ対策組織で  
指導・支援

校長のリーダーシップのもと教職  
員・SC・SSW・弁護士・警察OB

### ③ 子どもへの指導・支援を行う

- ・ いじめを受けた児童生徒  
いじめから救い、徹底的に守り通す
- ・ いじめを行った児童生徒  
反省を促し、いじめにむかわせない
- ・ いじめを見ていた児童生徒  
止めさせられなくても知らせる

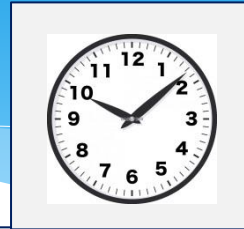
### ④ 保護者と連携する

- ・ 基本的に家庭訪問を行い、  
事実関係を伝えるとともに  
今後の連携について話し合う

# 組織的に対応する学校（イメージ）

いじめ防止対策推進法  
国の基本方針

日常的に情報共有  
組織として対応



児童生徒・  
保護者への  
説明  
HP公開

学校いじめ防止  
基本方針

校長  
教頭

連 携  
情報交換

学年主任  
学級担任  
教科担任

いじめ対策組織

生徒指導担当  
養護教諭  
部活動指導担当

関係  
機関

スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー

弁護士  
警察官OB等

全ての教員に参加を  
経験させる

PTA・地域

情報交換・通報  
地域学校連携協議会

学校評価：いじめの取組についての評価

# いじめ対応フロー図(重大事態以外)

いじめの疑い(兆候、懸念、訴え、相談、通報)

法第22条

学校いじめ対策組織  
(いじめの事実の有無の確認)

学校の対応

市教委の対応

法第24条

**いじめ認知**

- ・ 第一報
- ・ 確認の結果報告

いじめに対する措置

いじめの解消・再発防止・いじめた児童生徒への指導とその保護者への助言、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援など

八戸市教育委員会  
支援  
指導・助言  
調査

# いじめ対応フロー図(重大事態)

